武蔵村山市民会館（さくらホール）

指定管理者募集要項

武 蔵 村 山 市

目　　　　　次

公募の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
第１　施設の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　１　施設の名称及び所在地　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　２　施設の設置目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　３　施設の規模等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
第２　管理運営の条件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　１　管理運営の基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　２　指定予定期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　３　指定管理者が行う業務　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　４　受託事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　５　自主事業（指定管理者による事業）　・・・・・・・・・・・・・　3
　６　管理運営の基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　７　管理運営に要する経費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
　８　市と指定管理者の責任分担　・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
　９　指定管理者による事業評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
第３　公募及び申請　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
　１　公募の日程　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
　２　公募及び申請の手続　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
第４　指定管理者候補者の選定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
　１　選定方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
　２　選定基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
第５　指定管理者の指定及び協定の締結　・・・・・・・・・・・・・　13
　１　指定管理者の指定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
　２　協定の締結　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
　３　留意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13

武蔵村山市民会館（さくらホール）指定管理者募集要項

公募の趣旨

武蔵村山市（以下「市」という。）では、武蔵村山市民会館（さくらホール）（以下「さくらホール」という。）の管理運営について、利用者サービスの向上及び効率化を図るため、平成 20 年度から指定管理者制度を導入しており、現在の協定が令和５年３月で終了するため、武蔵村山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年武蔵村山市条例第 20 号。以下「通則条例」という。）第２条の規定に基づき、さくらホールの管理運営を行う法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）を公募します。

なお、本要項は募集に関する基本的な事項を記載しており、詳細な業務内容については、別紙「武蔵村山市民会館（さくらホール）管理運営仕様書」及び「管理業務要求水準書」を参照してください。

第１　施設の概要

１　施設の名称及び所在地

名　　称	所　　在　　地
武蔵村山市民会館	武蔵村山市本町一丁目１７番地の１

２　施設の設置目的

さくらホールは、幅広く文化活動の振興に努め、薫り高い特色ある市民文化の創造を図るため、優れた芸術・文化にふれる機会や場を提供するとともに、市民の多様で自主的な文化活動の支援や人材育成を目的として設置したものである。

３　施設の規模等

建　　物	鉄骨鉄筋コンクリート造、地下１階地上４階 建築面積　3,607 ㎡　延床面積　7,854.39 ㎡
敷地面積	7,173 ㎡
設置年月日	昭和 58 年 11 月 3 日
施設の概要	⑴　1　階：事務室、展示室、集会室、会議室、研修室、和室、休養室、遊戯室、調理室、保育室、リハーサル室、楽屋（５室）、浴室 ⑵　2　階：大ホール（1,032 席（車椅子席含む。）） 小ホール（258 席（車椅子席含む。）） 喫茶コーナー ⑶　3　階：調光室、音響室 ⑷　4　階：映写室

	⑸　地下１階：電気室、機械室 ⑹　そ の 他：駐車場（約 100 台収容）、エレベーター（乗用 11 人用・車椅子仕様）
運 営 状 況	別紙「武蔵村山市民会館収支状況表」参照

第２　管理運営の条件

１　管理運営の基本方針

⑴　施設の設置目的を最大限に実現することを目指し、関係法令、条例、規則等を遵守し、適切な管理運営に努めること。

⑵　公の施設としての役割を十分認識し、サービスの提供に当たっては、公平な取扱いをすること。

⑶　創意工夫により、質の高いサービスの提供に努めて利用者へのサービス向上を図るとともに、費用対効果の高い効率的・効果的な施設運営に努めること。

⑷　個人情報の保護を徹底すること。

２　指定予定期間

令和５年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで（５年間）

３　指定管理者が行う業務

⑴　さくらホール（喫茶コーナーを含む。）の運営に関すること（さくらホールの利用の許可及び利用の制限等に関することを含む。）。

⑵　さくらホールの施設、設備及び物品の維持及び保全に関すること。

⑶　さくらホールの清掃その他環境整備に関すること。

⑷　その他市長が特に必要と認めること。

※　詳細は、別紙「武蔵村山市民会館（さくらホール）管理運営仕様書」のとおり。

４　受託事業

指定管理者は、別紙「武蔵村山市民会館（さくらホール）管理運営仕様書」第２－１－⑴「芸術･文化の普及･振興に関する業務」に係る事業を「受託事業」として実施するものとする。この場合において、指定管理者は料金を徴収することができるものとするが、その額は、あらかじめ市と協議し、その承認を受けるものとする。

なお、応募の際企画・提案された指定予定期間の初年度における受託事業については、実施の可否、徴収する料金の額等に関し、協定の締結の際、改めて協議するものとする。

5　自主事業（指定管理者による事業）

指定管理者は、さくらホールの設置の目的の達成に寄与し、市民サービスの向上に資すると認める事業を、一般利用者の施設利用への影響に配慮しながら、自主企画し、又は他の団体と共催して「自主事業」として実施することができる。ただし、あらかじめ市にその内容を提案し、承認を得た上で実施するものとする。また、自主事業の実施に当たり、指定管理者は料金を徴収することができるものとするが、その額は、あらかじめ市と協議し、その承認を受けるものとする。

なお、応募の際企画・提案された指定予定期間の初年度における自主事業については、実施の可否、徴収する料金の額等に関し、協定の締結の際、改めて協議するものとする。

6　管理運営の基準

⑴　休館日

休館日は、次のとおりとする。

ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

①　毎月の第１月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日（イに掲げる期間内にあるものを除く。）に当たるときは、その翌日

②　12 月 28 日から翌年の１月３日までの日

⑵　開館時間

午前９時から午後 10 時までとする。

なお、指定管理者が特に必要と認めるときは、市の承認を得て、開館時間を変更することができる。

⑶　利用の許可等

指定管理者は、武蔵村山市民会館設置条例（昭和 58 年武蔵村山市条例第 16 号。以下「設置条例」という。）及び武蔵村山市民会館設置条例施行規則（昭和 58 年武蔵村山市規則第 22 号。以下「設置条例施行規則」という。）の定めるところにより、利用の許可又は不許可及び利用の取消し等を行う。

⑷　職員の配置基準

指定管理者は、さくらホールの管理運営業務の履行と責任体制を確保し、さくらホールを安定して運営するため、必要な職員を配置するものとする。この

場合において、次に掲げる職員は必ず配置しなければならない。

① 常勤の施設長（館長相当職）

② 舞台操作技術者

③ 電気・機械運転技術者

⑸ 個人情報等の保護及び情報公開における指定管理者の責務

① 個人情報等の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び武蔵村山市個人情報保護条例（平成元年武蔵村山市条例第 30 号）の規定を遵守し、個人情報の保護に関し適切な措置を講じなければならない。指定管理者が行う管理業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

② 情報公開

指定管理者は、さくらホールの管理業務に関する情報の公開を行うため、必要な措置を講じなければならない。このため、武蔵村山市情報公開条例（平成 18 年武蔵村山市条例第 20 号）に準拠した規程を設けるものとする。

⑹ 関係法令等の遵守

指定管理者は、次に掲げる法令、条例、規則及び本募集要項を遵守するものとする。

① 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、武蔵村山市行政手続条例（平成 9 年武蔵村山市条例第 11 号）その他の行政関連法規

② 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働関係法規

③ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）

④ 火災予防条例（昭和 37 年東京都条例第 65 号）

⑤ 設置条例及び設置条例施行規則

⑥ 通則条例及び武蔵村山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成 17 年武蔵村山市規則第 38 号。以下「通則条例施行規則」という。）

⑦ 個人情報の保護に関する法律及び同法施行令（平成 15 年政令第 507 号）

⑧ 武蔵村山市個人情報保護条例及び同条例施行規則（平成 18 年武蔵村山市規則第 25 号）

⑨ 武蔵村山市情報公開条例及び同条例施行規則（平成 18 年武蔵村山市規則第 27 号）

⑩ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）

⑪ 武蔵村山市環境基本条例（平成 16 年武蔵村山市条例第 15 号）

⑫ 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）

7　管理運営に要する経費

指定管理者は、さくらホールの管理運営に必要な経費を利用料金、受託事業、自主事業等の収入のほか、市が支払う指定管理料によって賄うものとする。

指定管理料の額は、応募者の提案事項とする。

⑴　利用料金制

①　利用料金制の採用

地方自治法第244条の２第８項に定める利用料金制を採用し､利用料金は、指定管理者の収入とする。

②　利用料金の決定

利用料金は、条例に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市の承認を得て定めるものとする。

③　利用料金の減免

ア　指定管理者は、設置条例施行規則で定めるところにより、利用料金を減免するものとする。

イ　アに定めるほか、指定管理者が特に必要と認めるときは、市の承認を得て、利用料金を減免することができる。

ウ　ア及びイの規定により利用料金を減免した場合において、減免した額に相当する額を指定管理料として交付することはないので留意すること。

④　利用料金の返還

指定管理者は、既納の利用料金を返還しないものとする。ただし、設置条例施行規則に定める要件に該当するときは、返還することができる。なお、利用料金を返還するときは、既に収受した利用料金から支出するものとする。また、返還した額に相当する額を指定管理料として交付することはないので留意すること。

⑵　指定管理料の額

①　指定管理料の額は、申請団体が算定して提案するものとし、提案された額を基本として、毎年度予算の範囲内で、支払の時期、手続等とともに、協定書で定めるものとする。

②　指定管理料の算定上の留意事項

ア　受託事業に係る事業費

「受託事業」に係る事業費は、4,000 万円を限度とし、この額の範囲内で事業を企画、提案すること。なお、限度額を超える提案は、失格とする。

イ　利用料金収入

利用料金の額については、別紙「武蔵村山市民会館収支状況表」により推計し、収入として計上すること。また、指定期間の最終年度に収受した次年度分の利用料金は、次期指定管理者に引き継ぐことになるので留意すること。

ウ　喫茶コーナーの売上げ及び飲料水等の自動販売機の売上げ手数料は、指定管理者の収入とする。

⑶　指定管理料の精算

指定管理料に不足又は剰余が生じても、原則として精算は行わない。ただし、修繕料については、原則として、各年度末に精算する。

⑷　経理方法

指定管理者は、指定管理業務に係る経費とその他の業務に係る経費を区分すること。

なお、当該経費及び収入については、専用の口座で管理すること。

8　市と指定管理者の責任分担

市と指定管理者との責任分担は、概ね次の表のとおりとする。詳細については、協定の締結の際に定める。

項　　目	市	指定管理者
施設の運営業務（施設の運営、苦情処理、喫茶コーナーの運営等）		◎
自主事業の実施	○ （額の承認）	◎
施設の維持管理業務（清掃、施設保守点検、設備法定点検、日常的修繕、警備、樹木管理、駐車場管理、安全衛生管理、光熱水費支出等）		◎
施設等の利用の許可、不許可、許可の取消し等		◎
利用料金制に伴う料金徴収業務	○ （額の承認）	◎
災害時対応（待機連絡体制の確保、被害調査・報告、応急措置等）　※１	○ （指示等）	◎
災害復旧	◎	
施設設備等の大規模修繕（50 万円以上）	◎	
備品管理　※２		◎
利用者に対する賠償責任	◎	◎
包括的管理責任	◎	

※１　指定管理者は、利用者に対する第一次的な責任を有し、施設又は利用者が被災した場合は、迅速かつ適切に対応し、災害の拡大防止に努めるとともに、直ちに市に報告する義務を負う。

※２　市が配置した備品は、指定管理者が管理する。新規に購入を要する備品については、原則として指定管理者が調達し、購入に当たっては事前に市に報告すること。

なお、指定管理者が調達した備品の帰属先については、別途協議する。

9　指定管理者による事業評価

指定管理者は、サービス水準の維持・向上の確認と評価のため、次に掲げるところにより自己評価を実施し、その結果を市に提出するものとする。なお、詳細については、協定書で定める。

⑴　利用者アンケート

利用者の意見や要望、利用者の満足度を把握するため、指定管理者が自らの責任と費用により、利用者アンケートを実施する。

⑵　施設運営に関する自己評価

次に掲げる区分に応じて、チェックシートにより自己評価を行う。

①　管理運営体制等に関すること。

②　管理運営に関すること。

③　経理に関すること。

⑶　利用者アンケート、自己評価の実施時期等

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるところにより実施するものとする。

①　利用者アンケート　半期に１度（９月）

②　施設運営に関する自己評価　四半期に１度（６月、９月、12 月及び３月）

第３　公募及び申請

1　公募の日程

内　　容	期　　日
募集要項の公表及び配布	令和４年７月１日（金）～７月 14 日（木）
現場説明会・施設案内会の開催	令和４年７月８日（金）
質問書の受付	令和４年７月１日（金）～７月 14 日（木）
質問書への回答	令和４年７月 29 日（金）（予定）
申請の受付	令和４年８月８日（月）～８月 18 日（木）
第１次審査（書類審査）	令和４年９月上旬（予定）
第１次審査結果通知	令和４年９月中旬（予定）
第２次審査（プレゼンテーション）	令和４年 10 月上旬（予定）
選定結果の通知及び公表	令和４年 10 月中旬（予定）
市議会による指定議決	令和４年 12 月（予定）
指定管理者の指定	令和４年 12 月（予定）
市と指定管理者との協議	令和５年１月～３月
協定の締結	令和５年３月

２　公募及び申請の手続

⑴　募集要項の公表及び配布

①　公表・配布期間

令和４年７月１日（金）から同月 14 日（木）（土・日曜日を除く。）まで

②　公表・配布方法

武蔵村山市教育委員会教育部文化振興課（武蔵村山市役所第二庁舎２階）及び市ホームページにおいて募集要項を公表、配布する。

⑵　現場説明会・施設案内会の開催

さくらホールの現況、指定管理者が行う業務及び申請方法等について、現場説明会・施設案内会を次のとおり開催する。

①　日　　時　令和４年７月８日（金）

受　付　　午後１時 30 分から

開　会　　午後２時

②　場　　所　さくらホール　会議室１・２

住　所　　〒208-0004　武蔵村山市本町一丁目 17 番地の１

③　申込方法

現場説明会・施設案内会参加申込書（指定様式１）に必要事項を記入の上、前日午後５時までに、郵送、ファクシミリ又は E-mail で、武蔵村山市教育委員会教育部文化振興課（武蔵村山市役所第二庁舎２階）まで申し込むものとする。

住　所　　〒208-8501　武蔵村山市本町一丁目１番地の１

電　話　　042-565-1111（内線 652）

ﾌｧｸｼﾐﾘ　　042-566-2619

E-mail　　gakusyu@city.musashimurayama.lg.jp

④　そ の 他

申請予定団体は、必ず現場説明会・施設案内会に参加すること。参加していない団体からの申請は受け付けない。

参加人数は、各団体２名以内とする。

必要書類（募集要項、仕様書等）は、参加団体が事前に用意し、当日持参すること。

⑶　質問書の受付及び回答

申請に当たって質問がある場合は、次のとおり質問書を受け付け、回答する。

①　受付期間

令和４年７月１日（金）から同月 14 日（木）（土・日曜日を除く。）まで

②　送付方法

質問事項は、質問書（指定様式２）によりファクシミリ又は E-mail で送付するものとする。電話又は口頭では受け付けない。

③　回答方法

回答は、原則として令和４年７月 29 日（金）までに市ホームページ上に公表するとともに、質問のあった団体に対し、ファクシミリ又は E-mail にて行う予定。

⑷　申請の受付

①　受付期間

令和４年８月８日（月）から同月 18 日（木）までの午前９時から午後５時まで

②　提 出 先

武蔵村山市教育委員会教育部文化振興課（武蔵村山市役所第二庁舎２階）

住　所　　〒208-8501　武蔵村山市本町一丁目１番地の１

電　話　　042-565-1111（内線 652）

③　提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、締切日に必着のこと。）で提出するものとする。ファクシミリ又はE-mail 等による提出は認めない。

※　選定結果通知書を送付するため、送付先を明記し、簡易書留郵便相当の切手 420 円を貼付した角型２号封筒を１部提出すること。

④　提出部数

10 部（正本１部、副本９部）。ただし、指定管理者候補者として選定された団体は、後日、７部追加して提出する。

⑸　応募資格等

①　応募資格

法人その他の団体であること（法人格の有無は問わず、共同事業体も可とする。）。

②　応募制限

法人その他の団体又はその代表者が次に掲げる事項のいずれかに該当する団体は、応募することができない。

ア　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等により更生又は再生手続を開始している法人

イ　役員に破産者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいるもの

ウ　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第２項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市において一般競争入札等の参加を制限されているもの

エ　地方自治法第 294 条の２第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの

オ　地方自治法第 92 条の２、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の５第６項の規定に抵触することとなるもの

カ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に掲げる暴力団又はそれらの利益となる活動を行うもの

キ　国税又は地方税を滞納しているもの

③　共同事業体による応募

ア　複数の団体が共同事業体を構成して応募する場合は、あらかじめ定めた代表団体がその手続を行うものとする。

イ　単独で応募した団体は、共同事業体の代表団体又は構成団体になることはできないものとし、複数の共同事業体において、同時に代表団体又は構成団体になることもできないものとする。ただし、申請の受付期間内であれば、応募を辞退する旨を届け出た後に、新たに応募することができる。

ウ　共同事業体により応募した後においては、当該共同事業体の代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めない。

エ　応募する団体に必要な資格要件は、原則として共同事業体の代表団体及び全ての構成団体について適用する。

⑹　申請書類

①　指定管理者指定申請書（通則条例施行規則第１号様式）

※　共同事業体による応募の場合は、申請者欄に共同事業体の名称等を補記すること。

②　事業計画書（５年間）（指定様式３）

③　収支予算書（５年間）（指定様式４）

④　共同事業体に関する書類

※　共同事業体による応募の場合に提出すること。

ア　共同事業体協定書兼委任状（指定様式５）

イ　共同事業体構成員表（指定様式６）

ウ　各構成団体の業務分担等詳細な事項を定めた共同事業体協定書（様式任意・参考）

⑤　添付書類

※　共同事業体による応募の場合は、代表団体及び全ての構成団体について提出すること。

ア　定款、寄附行為又はこれらに類するもの

イ　法人の登記事項証明書（法人の場合）

ウ　貸借対照表及び損益計算書又はこれに類するもの（直近３年間）

エ　法人等の概要（指定様式７）

※　団体の組織、沿革及び様式に記載しきれない事項等は任意の書類を添付する。

オ　財産目録及び営業報告書（事業報告書）又はこれに類するもの（直近１年間）

カ　市税、都税、法人税、消費税及び地方消費税等の各納税証明書（直近１

年間）

キ　就業規則又はこれに準ずる定め

ク　指定管理者の指定申請誓約書（指定様式８）

⑺　留意事項

①　虚偽又は不正の記載

申請書類に虚偽又は不正の記載があった場合は、失格とする。

②　応募の辞退

申請書類の提出後に応募を辞退する場合は、書面にて辞退届（様式任意）を提出すること。

③　接触の禁止

申請団体は、本件について関係する市職員及び選定委員会委員と接触（現場説明会・施設案内会、申請書の提出、第二次審査における質疑応答等、正当な行為を除く）してはならない。

市は、申請団体による接触の事実が認められた場合には、当該団体を失格させ、又は指定管理者の指定を取り消しことができる。

④　申請書類の取扱い

ア　申請書類は、理由のいかんを問わず返却しない。

イ　申請書類の著作権は、申請団体に帰属する。ただし、指定管理者候補者に選定された団体の申請書類については、指定管理者制度による施設の管理内容の公表及びその他市が必要と認める場合には、その全部又は一部を無償で使用できるものとする。

ウ　事業計画書及び収支予算書の提出後は、その内容を変更し、又は追加することはできない。

第４　指定管理者候補者の選定

１　選定方法

指定管理者候補者の選定に当たっては、外部の有識者を含む武蔵村山市教育委員会公の施設の指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、通則条例等の規定による選定基準に基づき、提出された申請書類及びプレゼンテーションの二段階による審査を行い、最も評点が高い団体を指定管理者候補者に選定する。

⑴　第１次審査（書類審査）

提出された申請書類により、全ての申請団体について審査を行い、原則として複数の団体を選定する。

審査結果については、全ての申請団体に通知する（令和４年９月中旬を予定）。

⑵　第２次審査（プレゼンテーション）

第１次審査通過団体について、提出された事業計画書等をもとにプレゼンテーション及び質疑応答を行い、指定管理者候補者を１団体選定する（詳細は、第１次審査通過団体に対し、後日連絡する。）。

⑶　選定結果の通知等

武蔵村山市教育委員会は、選定委員会の選定結果に基づき、指定管理者候補者を選定する。

選定結果については、全ての申請団体に通知するとともに、指定管理者候補者の名称等を公表する。

２　選定基準

⑴　適正な管理運営が確保されるものであること。　（２５点）

①　団体の経営方針、経営理念がさくらホールの管理運営にふさわしいものか。
②　市民の平等な利用が見込めるか。
③　施設利用者の増加のための取組みは積極的か。
④　管理運営業務全般について、自らチェック・評価する仕組みは適切か。
⑤　情報公開、個人情報保護に係る措置が適切に講じられているか。

⑵　施設の効用を効果的に発揮させるものであること。　（３５点）

①　受託事業の計画内容は適切か
②　芸術・文化活動を行う団体等を育成する事業の提案は適切か。
③　自主事業の計画内容は適切か。
④　利用者に対するサービス向上策は適切か。
⑤　利用者の要望の把握及びその実現策は適切か。
⑥　苦情受付及び危機管理（防災、防犯、その他緊急時の対応）体制が整備されているか。
⑦　喫茶コーナーの運営方法は適切か。

⑶　管理運営の効率化を図るものであること。　（２０点）

①　総合的に収支予算（５年間）が適切で、管理運営の効率化が図られる見込みがあるか。
②　経費節減のための方策は適切か。
③　収入増加のための方策は適切か。
④　管理運営経費の設定は適切か。

⑷　管理運営を安定して行う能力を有するものであること。　（２０点）

①　法人等の経営・財務状況は健全か。
②　施設の管理業務に係る職員体制（基本方針、人員配置、採用・研修計画等）は十分なものか。

③　指定管理業務のうち第三者に行わせる業務の範囲は適切か。
④　芸術・文化活動の普及・支援に関する実績又は類似施設の管理運営実績を有しているか。

第５　指定管理者の指定及び協定の締結

1　指定管理者の指定

指定管理者候補者に選定された団体は、令和４年第４回市議会定例会（予定）での議決を経て、正式に指定管理者として指定される（令和４年 12 月を予定）。

2　協定の締結

市は、指定管理者の指定後、指定管理者とさくらホールの管理業務に関する細目的事項を協議の上、指定期間全体に関する基本的事項を定めた「基本協定」及び年度ごとの指定管理料等を定めた「年度協定」を締結する。

なお、事業計画書において提案された内容の実施の可否については、協定を締結する際に改めて協議するものとする。

⑴　基本協定の主な項目

①　指定期間に関する事項
②　施設及び備品に関する事項
③　事業計画に関する事項
④　事業報告及び業務報告に関する事項
⑤　事業評価に関する事項
⑥　個人情報の取扱いに関する事項
⑦　損害賠償に関する事項
⑧　指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
⑨　業務の引継ぎに関する事項
⑩　その他必要な事項

⑵　年度協定の主な項目

①　当該年度の事業実施に関する事項
②　指定管理料に関する事項
③　修繕料に関する事項
④　その他必要な事項

3　留意事項

⑴　指定の取消し

市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停

止を命ずることができる。この場合において、指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

⑵　管理業務の継続が困難となった場合

①　指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により管理業務の継続が困難となった場合は、市はその指定を取り消すことができる。この場合において、指定管理者は、市に生じた損害について賠償するものとする。

②　指定管理者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力等、指定管理者の責めに帰すことができない事由により管理業務の継続が困難となった場合は、その継続の可否について両者協議の上、市はその指定を取り消すことができる。

⑶　協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合

市及び指定管理者は、双方が誠意を持って協議するものとする。

⑷　施設等の変更及び原状回復

指定管理者は、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。また、指定期間が終了したとき、指定を取り消されたとき等は、施設等を直ちに原状に回復するものとする。

⑸　業務の引継ぎ等

①　指定管理者は、協定の締結後、速やかに業務引継ぎ、研修等の事前準備を行うものとする。なお、事前準備に要した費用は、指定管理者の負担とする。

②　指定期間の終了又は指定の取消しにより次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、さくらホールの管理運営に支障がないよう、円滑な引継ぎに協力し、必要な資料等について提供するものとする。

⑹　第三者への委託の禁止

指定管理者は、管理業務を自ら行うことを原則とし、一括して第三者に委託することはできない。ただし、業務の一部について、あらかじめ市長が認めた場合はこの限りでない。

⑺　各種保険への加入

指定管理者は、施設賠償責任保険等必要な保険に加入するものとする。

⑻　愛称の使用

指定管理者は、武蔵村山市民会館の愛称である「さくらホール」の呼称を用いるものとする。

⑼　施設予約システム

会議室等については、市が運用している公共施設予約システムにより予約管理を行うものとし、当該システムで管理していない施設については、指定管理者が保有している施設の予約管理等のシステムを使用することができる。

① 公共施設予約システムにより予約管理している施設
研修室、会議室、集会室、展示室、保育室、実習室、和室、遊戯室

② 公共施設予約システムにより予約管理していない施設
大ホール・小ホール・リハーサル室

⑽ 問い合わせ先

〒２０８－８５０１
武蔵村山市本町一丁目１番地の１
武蔵村山市教育委員会教育部文化振興課（武蔵村山市役所第二庁舎２階）
電　話　　０４２―５６５―１１１１（内線６５２）
ﾌｧｸｼﾐﾘ　　０４２－５６６－２６１９